

# インボイスの取扱いに関するご質問

(令和7年10月28日更新)

以下のQ&Aは、事業者の皆様に新たにお示しすべき事項について整理し集約したものです。

## 目次

【令和7年2月25日更新】…令和7年4月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました

I	現金主義を適用する事業者における仕入税額控除のタイミング	1
II	任意組合の構成員が帳簿へ記載すべき課税仕入れの相手方の氏名又は名称	2
III	任意組合の組合員のうち事業の損益の配賦を受けない者の取扱い	3
IV	適格請求書の記載事項のインターネットでの公表	4

【令和7年6月10日更新】…令和7年6月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました

V	適格請求書の交付に当たっての金銭的負担	5
VI	適格請求書の交付に当たっての期間制限	7
VII	プラットフォーム課税の対象となる取引に係る適格請求書等	8

【令和7年10月28日更新】

VIII	令和8年10月1日前後の取引に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用	9
IX	短期前払費用に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用	10

(現金主義を適用する事業者における仕入税額控除のタイミング)

問 I 私は、現金主義を適用しており、課税仕入れを行った時期をその仕入れに係る費用の額を支出した日としています。ある取引につき、費用の支出を行ったものの適格請求書の受領が翌年になってしましましたが、現金主義により、費用の支出を行った課税期間において仕入税額控除の適用を受けることはできますか。【インボイスQ&A問98-2として追加】

【答】

小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例（以下「現金主義の特例」といいます。）の適用を受ける個人事業者においては、資産の譲渡等及び課税仕入れを行った時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができます。

他方、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。したがって、現金主義の特例を適用する個人事業者であっても、原則として、当該課税仕入れに係る適格請求書等の保存がない場合には、当該課税仕入れにつき、仕入税額控除の適用を受けることはできません。

しかしながら、当該課税仕入れが適格請求書発行事業者から行われるものである場合には、当該支出した日の属する課税期間において適格請求書の交付を受けられなかったとしても、事後に交付される適格請求書を保存することを条件として、当該支出した日の属する課税期間において仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、当該現金主義の特例により仕入税額控除の適用を受けた金額が変動した場合の対応については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問96](#)」をご参照ください。

(注) この取扱いは、短期前払費用（詳細は「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問98](#)」をご参照ください。）など、課税仕入れが適格請求書の受領及び保存に先行する取引に係る仕入税額控除の適用についても基本的に同様となります。

(任意組合の構成員が帳簿へ記載すべき課税仕入れの相手方の氏名又は名称)

問Ⅱ 当社は、複数の取引先と任意組合を組成し事業を行っています。任意組合の課税仕入れについては、幹事会社が課税仕入れの相手先から受領した適格請求書の原本を保存し、当社を含めた構成員は幹事会社から精算書のみを受領しています。当社が仕入税額控除の適用を受けるに当たり、帳簿に「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」をどのように記載すればよいでしょうか。【インボイスQ&A問93-2として追加】

【答】

仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の記載をした帳簿及び請求書等の保存が要件となります。任意組合の共同事業として課税仕入れを行った場合、幹事会社が仕入先（課税仕入れの相手方）から交付を受けた適格請求書を保存することで、構成員である事業者は当該幹事会社から受領した精算書の保存により仕入税額控除の適用を受けることができます。

この場合、幹事会社は、精算書に記載されている仕入れ（経費）について、仕入税額控除が可能なものか（適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにする必要があるほか、構成員が帳簿に「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」を記載できるよう、幹事会社と構成員の間で、当該課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります（詳細は「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問93](#)」をご参照ください。）。

この点、幹事会社において任意組合として行った課税仕入れ毎に相手方の氏名又は名称及び登録番号（適格請求書発行事業者以外の事業者であれば登録番号がないこと）が管理されており、構成員において必要に応じ確認できることを前提に、構成員は、帳簿へ記載すべき「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」について、幹事会社の名称及び幹事会社を経由して行った課税仕入れである旨の記載に代えることとして差し支えありません。その際、適格請求書発行事業者からの仕入れと適格請求書発行事業者以外の事業者からの仕入れがある場合、それぞれ区別して記載する必要があります。

#### 【構成員における帳簿の記載例】

総勘定元帳（仕入れ）				(株)〇〇
××年		摘要	借方	貸方
月	日			
1	28	幹事会社●●経由での部材等仕入れ (適格請求書発行事業者分)	143,000	
1	28	幹事会社●●経由での部材等仕入れ (適格請求書発行事業者以外分) ★	100,900	
:	:	:	:	

★は80%・50%控除経過措置適用分

(任意組合の組合員のうち事業の損益の配賦を受けない者の取扱い)

問Ⅲ 私は、任意組合の業務執行組合員であり、当任意組合には世界中に組合員が存在しています。これらの組合員の中には日本で活動を行っておらず、かつ、日本における事業の損益の配賦を直接又は間接にも受けていない組合員が含まれています。こうした者についても適格請求書発行事業者としての登録を受け、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出しなければ、当任意組合は任意組合の事業としての適格請求書の交付を行うことはできないのでしょうか。【インボイスQ&A問50-2として追加】

【答】

任意組合等が事業として行う課税資産の譲渡等については、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、業務執行組合員が、その旨を記載した「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」（以下「任意組合等の届出書」といいます。）を納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適格請求書を交付することができます。

したがって、任意組合等の届出書を提出する際は、その組合員の全てが適格請求書発行事業者としての登録を受けていることが求められますが、日本で課税資産の譲渡等を行っておらず、日本における事業の損益の配賦を直接又は間接にも受けない組合員については、任意組合等の届出書の対象としなくても差し支えありません。

なお、当該組合員が日本における事業の損益の配賦を受けることとなる場合には、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる届出書を速やかに提出する必要があります。

① 当該組合員が適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合 「任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書」（※1）

② 当該組合員が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合 「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書」（※2）

※1 「届出理由」欄の「適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させたため」にチェックを付してください。また、この場合、当該組合員が日本における損益の配賦を受けることになった日以後に行う課税資産の譲渡等については、適格請求書を交付することはできません。

※2 「変更事項」欄の「その他」にチェックを付した後、「変更後」欄に当該組合員の氏名又は名称及び登録番号を記載してください。

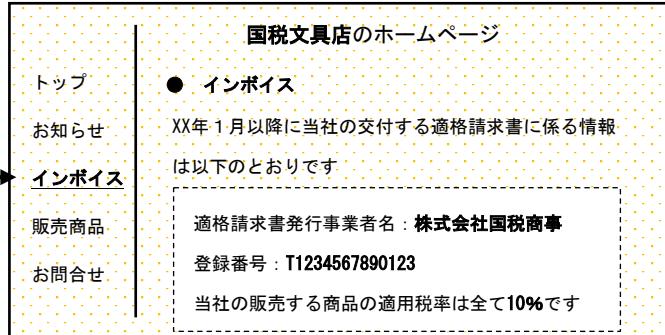
(適格請求書の記載事項のインターネットでの公表)

問IV 当社では、交付する領収書において、当社のホームページのURLを案内しており、当該URLに適格請求書の記載事項の一部である適格請求書発行事業者の名称及び登録番号、適用税率を表示した上で、当該領収書を受領した事業者においていつでも確認可能な状態にしてあります。このような方法により、適格請求書の記載事項を満たすことは可能ですか。【インボイスQ&A問72-2として追加】

○ 領収書（書面で交付）

領収書	
XX年2月1日	
ボールペン	330
ボールペンカエシン	110
小計	440
お預り	440
おつり	0
インボイスの記載事項は こちらをご覧ください	
<a href="http://~~~~~">http://~~~~~</a>	

○ ホームページ



【答】

適格請求書は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互（書類と電磁的記録）の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引を正確に認識できる方法で交付されていれば、複数の書類や、書類と電磁的記録の全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります（詳細は「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問72](#)」をご参照ください。）。

また、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供は、インターネット上のサイトを通じた方法も可能とされていますが、基本的に、取引に応じて交付した領収書等とは関係なく、適格請求書の記載事項の一部を自社のホームページに掲載しておけば、当該領収書等と電磁的記録の相互の関連が明確とはいえません。

ただし、ご質問のように、領収書等にインターネット上のページに係るURLを表示しておき、当該URLにアクセスすることで適格請求書の記載事項として不足する事項が補完されるのであれば、相互の関連が明確であるものとして、双方の記載を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととして差し支えありません。

なお、当該領収書等を受け取った事業者においては、仕入税額控除の適用を受けるため、貴社のホームページの該当箇所を電磁的記録により（又は書面に整然とした形式及び明瞭な状態で出力し）保存する必要があります。この点、売手である貴社がホームページの該当箇所を、各税法に定められた保存期間が満了するまで隨時確認可能な状態で提供しているなど一定の要件を満たす場合、買手においては必ずしも当該電磁的記録をダウンロードせずとも、その保存があるものとして差し支えありません（詳細は「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問102-2](#)」をご参照ください。）。

(適格請求書の交付に当たっての金銭的負担)

問V 当社は、適格請求書の交付に当たっては、当該適格請求書の記載事項を電子データにより提供することとしており、書面での適格請求書の交付を求められた場合には、印刷代などに係る実費相当分の手数料として110円（税込み）の負担を求めるとしています。このように、適格請求書の交付に当たって金銭的負担を求めるることは問題ないでしょうか。【インボイスQ&A問24-4として追加】

【答】

適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が生じます。また、適格請求書の交付に当たっては、当該適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する方法により行うことも可能であり、どのような方法で交付又は提供するかは、適格請求書発行事業者が、取引の相手方との関係性等を踏まえた上で判断することとなります。

その際、貴社が、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する方法により適格請求書の交付義務を満たすこととしており、電磁的記録による提供ではなく書面による交付を求めてきた事業者に対して印刷代に係る実費相当分の手数料等一定の金銭的負担を求めるとしても、当該手数料等が書面の発行などの事務負担等に係る費用として社会通念上相当と認められるものである場合には、直ちに問題となるものではないと考えられます。

（注）ただし、取引の相手方にとって貴社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、貴社が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合（貴社が取引の相手方に対し、取引上の地位が優越している場合）に、貴社が取引の相手方に対して著しく高額な手数料等の負担を求めるることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがありますのでご留意ください。

なお、貴社が受領する手数料等は「書面による適格請求書の交付」という課税資産の譲渡等の対価に該当することから、当該手数料等についても適格請求書の交付義務が生じることになります。

【イメージ】

請求書 (書面交付)		
(株)●●御中	令和●年●月●日	
	▲▲(株) T1234…	
●月分 ◆◆役務提供の対価	10,980	
書面による請求書発行費用	110	
合 計	11,090	
内 税 (10%)	1,008	

適格請求書に記載すべき消費税額等は、適用税率ごとにそれぞれ一回端数処理を行うことから、元の課税資産の譲渡等が標準税率対象であった場合、まとめて端数処理を行う必要がある。

(参考) 令和4年1月 19 日に公表された「[免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A](#)」（令和4年3月8日改訂）において、インボイス制度の実施に際して免税事業者とその取引先との間で起こり得る、独占禁止法等で問題となる行為についての考え方が明らかにされています。

(適格請求書の交付に当たっての期間制限)

問VI 当社は、小売業を営んでおります。適格簡易請求書をレジにて代金を收受する際にレシートの形式で交付していますが、後日、レシートを亡失したとして、顧客から再交付を求められることがあります。当社のレジシステムでは90日間しかレシートの再発行ができないのですが、その期間を過ぎた場合にはどうしたらよいでしょうか。【インボイスQ&A問24-5として追加】

【答】

適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が生じます。この交付義務については、適格請求書発行事業者が行った課税資産の譲渡等につき、課税事業者からの求めに応じて生じるものであり、商品の販売時に適格簡易請求書を交付<sup>\*</sup>しているのであれば、一義的にはその時点で交付義務を果たしていることになりますので、後日交付を求められた際に、改めて交付する義務が生じることはありません。

したがって、貴社のように適格簡易請求書を交付のうえ一定期間後にレジシステムによる再交付ができなくなったとしても、消費税法上、何らかの対応が求められるものではありません。

他方、適格簡易請求書を取引の相手方に一度も交付していない場合には、レジシステムの仕様等により一定の期間しか発行できないとしても、そのことをもって交付義務が免除されることはありませんので、当該相手方から具体的な取引記録が示され、適格簡易請求書を交付すべき事情があると認められる場合には、手書きによるなど何らかの対応を行う必要があります。

※ 適格簡易請求書を交付しようとしたものの顧客が受け取らなかっただめ、物理的な「交付」ができなかった様な場合であっても、交付したこととして差し支えありません（そのような場合にも交付した適格請求書等の写しの保存があるものとして売上税額の積上げ計算を行うことができる点については、「[消費税の仕入税額控除における適格請求書等保存方式に関するQ&A問120](#)」をご参照ください。）。

(プラットフォーム課税の対象となる取引に係る適格請求書等)

問VII 当社では、プラットフォームを介して海外から消費者向け電気通信利用役務の提供に該当するアプリの配信を受けています。この仕入れについて仕入税額控除の適用を受ける場合、国外事業者であるアプリの配信者から適格請求書の交付を受ける（又は電磁的記録の提供を受ける）こととなるのでしょうか。【インボイスQ&A  
問103-4として追加】

【答】

令和7年4月1日以後に国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供（消費者向けアプリの配信等、電気通信利用役務の提供のうち、事業者向け電気通信利用役務の提供以外のものをいいます。）で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価が収受される取引については、プラットフォーム課税の対象として、当該特定プラットフォーム事業者が当該取引（役務の提供）を行ったものとみなされます<sup>(※1)</sup>。

したがって、貴社が受けたアプリの配信がプラットフォーム課税の対象とならない取引であれば国外事業者であるアプリの配信者が適格請求書を交付する<sup>(※2)</sup>ことになりますが、プラットフォーム課税の対象となる取引であれば特定プラットフォーム事業者が適格請求書を交付することとなりますので、貴社は、これらの適格請求書を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。

なお、適格請求書はその記載事項に係る電磁的記録の提供によることも可能とされていますが、取引の相手方から当該電磁的記録の提供を受けた場合には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電帳法」といいます。）に準じた方法により保存するか、整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面により保存する必要があります。

※1 特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称や当該事業者に係るデジタルプラットフォームの名称は、国税庁ホームページの「特定プラットフォーム事業者名簿」で公表されています。

※2 消費者向け電気通信利用役務の提供については、一般的に不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業として、適格簡易請求書の交付対象となります。

（参考） プラットフォーム課税の詳細については、「消費税のプラットフォーム課税について」を、電気通信利用役務の提供の詳細については、「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」を、電帳法の詳細については、「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」をご参照ください。

(令和8年10月1日前後の取引に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用)

問Ⅷ 当社は免税事業者と取引を行っています。例えば、令和8年9月21日から提供を受けている役務について同年10月20日に完了し、同月31日に代金を支払う場合、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用に当たっては、80%と50%のどちらの割合を用いて計算すればよいでしょうか。また、役務の提供ではなく、商品の仕入れである場合はどうなりますか。

【答】

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能です。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%

本経過措置の適用に当たって用いる割合は、適用しようとする課税仕入れの時期で判断することとなります。

役務の提供を受けた場合の課税仕入れの時期は、原則として、その約した役務の全部が完了した日になります。したがって、ご質問の場合、令和8年10月20日が課税仕入れを行った日となることから、経過措置の適用に当たっては、仕入税額相当額の50%の割合を用いて計算することとなります。

他方、商品の仕入れ（資産の譲受け）の場合の課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しのあった日となります。そのため、令和8年9月21日から同月30日までの仕入れについては、仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から同月20日までの仕入れについては、仕入税額相当額の50%の割合を用いて計算することとなります。

(短期前払費用に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用)

問Ⅸ 当社は、3月決算法人です。取引先との保守契約に基づき、毎年1月にその年1年間分（1月から12月分）の保守料金を支払った上で、短期前払費用として処理しています。当該取引先は適格請求書発行事業者ではないのですが、令和8年3月期の消費税の確定申告において、令和8年1月に支払う令和8年1月から12月分の保守料金の全額について、その仕入税額相当額の80%を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができますか。

【答】

法人税の計算においては、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合にその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めることとされており（所得税についても同様です。）、消費税の計算についても、当該取扱いの適用を受ける前払費用（以下「短期前払費用」といいます。）に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととしています（以下「短期前払費用の取扱い」といいます。）。

また、適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った短期前払費用について、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該短期前払費用を支払った日の属する課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能です。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

ご質問のように、令和8年1月中に支払った令和8年分の保守料金について短期前払費用の取扱いを受けていることを踏まえ、令和8年3月期の申告においては、1年間分の保守料金全額について仕入税額相当額の80%の割合により本経過措置の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、当該経過措置の適用を受けた短期前払費用の金額が契約変更等により変動した場合は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A問96](#)」にあるように、変動が生じた課税期間における課税仕入れに係る消費税額に加算又は減算することとなります。この場合、当初の申告時に当該経過措置の適用を受けた割合（ご質問の場合80%）により加算又は減算することとなります。

（参考） 適格請求書等保存方式における短期前払費用の取扱いは「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A問98](#)」をご参照下さい。